○流山市名誉市民条例

平成28年６月27日条例第22号

流山市名誉市民条例

（目的）

第１条　この条例は、広く社会の発展又は文化の興隆に功績のあった者に対し、流山市名誉市民（以下「名誉市民」という。）の称号を贈ることにより、その功績と栄誉を称え、もって流山市に対する誇り及び郷土愛の高揚に資することを目的とする。

（名誉市民の対象）

第２条　名誉市民の対象者は、流山市民又は流山市に縁の深い者であって、前条の目的に規定する功績が顕著であり、広く市民の敬愛を受けるものとする。

２　名誉市民は、死去した者も対象とすることができる。

（決定）

第３条　名誉市民は、市長が議会の同意を得て決定する。

（顕彰）

第４条　市長は、名誉市民を決定したときは、これを公示するとともに、名誉市民の称号を証する証書及び記念品を贈り、その功績を顕彰する。

２　名誉市民に贈る記念品は、市長がその都度決定する。

（待遇）

第５条　市は、名誉市民に対して、次に掲げる待遇をすることができる。

（１）　市が行う各種式典への招待

（２）　相当な礼をもってする弔慰

（３）　その他市長が必要と認める待遇

（称号の取消し）

第６条　市長は、名誉市民が自らの責に帰すべき行為により著しくその名誉を失ったと認めるときは、議会の同意を得て名誉市民の称号を取り消すことができる。

２　前項の規定により名誉市民の称号を取り消された者は、当該取消しの日から前条の規定により与えられた待遇を失う。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。